

栃木県地域企業応援一時金のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、厳しい経営状況にある事業者の皆様に対し、応援一時金を支給します。

 **支給限度額** ※ 1事業者 1回限り

中小法人等

20万円

個人事業者等

10万円

支給額

支給額 = $\{ (\text{基準月の売上高}) - (\text{対象月の売上高}) \} \times 2$

対象月：令和3年4月又は5月のうち、前年同月比又は前々年同月比で売上高が50%以上減少している任意の月
基準月：前年又は前々年における対象月と同じ月

 **支給要件** ※ 次の全てに該当すること

- 栃木県内に主たる事業所を有していること
- 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
- 令和3年4月又は5月の売上高が、前年同月比又は前々年同月比で50%以上減少していること
- **次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するものであること**
 - (ア) 飲食店を営む事業者
 - (イ) (ア)と当該飲食店の営業に関して直接又は間接の反復継続した取引がある事業者
 - (ウ) 主に対面で個人向けに商品又はサービスの提供を行う事業者
 - (エ) 直接、(ウ)に商品の販売又はサービスの提供を反復継続して行う事業者
 - (オ) 販売・提供先を経由して、(ウ)に商品の販売又はサービスの提供を反復継続して行う事業者
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のための業種別ガイドラインに沿った対策を実施していること
- 今後も事業を継続する意思があること

裏面の
「支給対象となり得る
事業者の考え方」
もご覧ください

**特例措置・
不支給要件**

※ 事業承継・新規開業等の特例措置があります。詳細は、申請要領をご確認ください。

※ 令和3年4月又は5月の国の月次支援金の給付を受けた事業者又は給付を受ける予定がある事業者は、支給対象外です。その他の不支給要件については、申請要領をご確認ください。

申請期間

令和3年6月18日(金)～9月30日(木)

郵送又はインターネットにより申請してください

申請先

〒320-0075 栃木県宇都宮市宝木本町1141
栃木県地域企業応援一時金受付事務局 (6月17日(木)開設)

お問合せ先

栃木県地域企業応援一時金サポートセンター (6月17日(木)開設)
☎ 028-666-7111 受付時間：午前9時～午後5時 (土日・祝日除く)

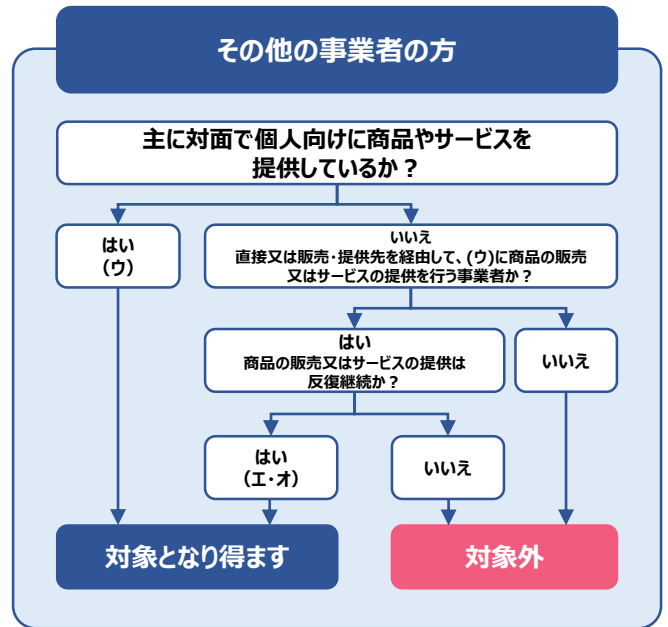
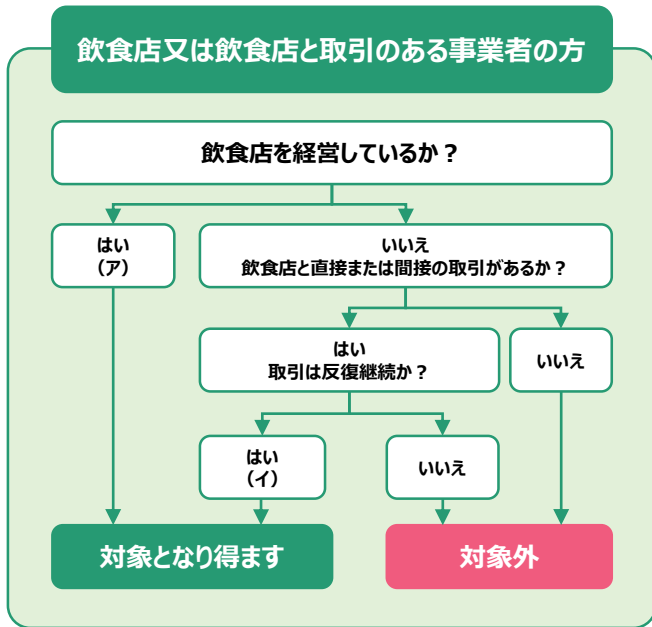
申請書類、申請方法等については、次のHPに掲載していますので、ご確認ください。

<https://www.tochigi-ouen-ichijikin.jp/>

栃木県地域企業応援一時金 検索

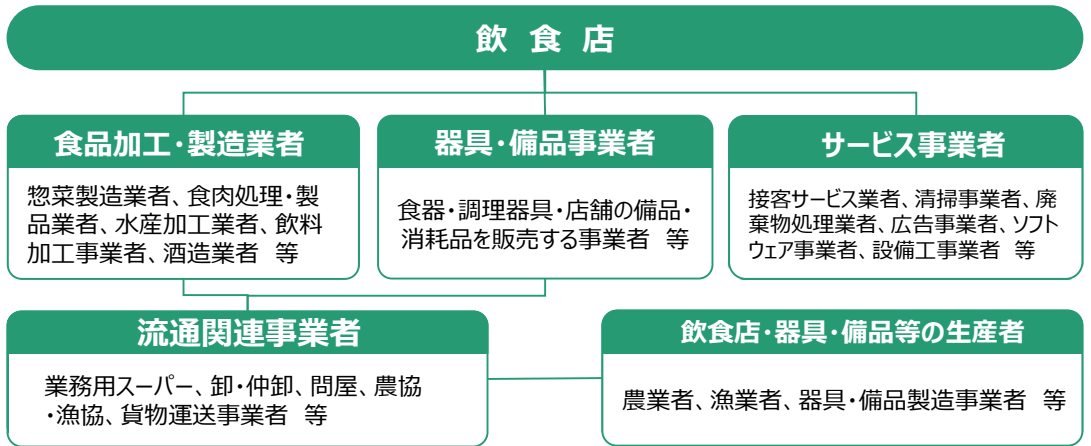


新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、 支給対象となり得る事業者の考え方



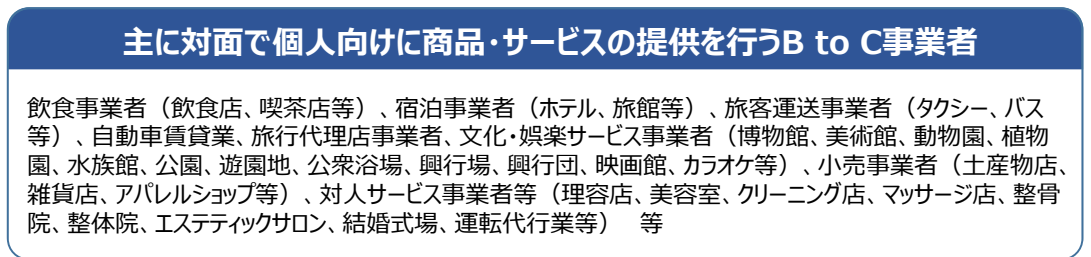
支給対象となり得る事業者の具体例

ア



イ

ウ



エ・オ

